

議案第 1 1 号

白岡市こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

(白岡市こども医療費支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 白岡市こども医療費支給に関する条例(昭和 4 8 年白岡町条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成 4 年白岡町条例第 2 0 号)に基づき医療費の支給を現に受けている者

第 5 条第 2 項中「対象となるこどもが市長の指定する医療機関等で医療を受けた」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する」に改め、同条第 4 項中「指定した」を「埼玉県内の」に改める。

(白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和 5 0 年白岡町条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する」に改め、同条第 4 項中「指定した」を「埼玉県内の」に改める。

(白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 3 条 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成 4 年白岡町条例第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「から次に規定する自己負担金を控除した」を「に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項を削る。

第 7 条第 2 項中「受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 市は、第 2 項の規定により埼玉県内の医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条中白岡市子ども医療費支給に関する条例第3条第2項に1号を加える改正規定及び第3条は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の白岡市子ども医療費支給に関する条例第5条第2項及び第4項の規定並びに第2条の規定による改正後の白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、令和4年10月1日以後の診療及び調剤に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前の診療及び調剤に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、令和5年1月1日以後の診療及び調剤に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前の診療及び調剤に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

令和4年2月17日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

福祉3医療費助成制度の対象者の更なる保健の向上及び福祉の増進を図るため、原則として県内に所在する全ての保険医療機関において現物給付化を実施することに伴い、関係条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。